

「(仮称)石狩聚富風力発電事業計画段階環境配慮書」  
に対する環境大臣意見

本事業は、株式会社石狩聚富風力発電が、北海道石狩市及び石狩郡当別町において、最大で出力66,000kWの風力発電所を設置するものであり、再生可能エネルギーの導入・普及の推進により、地球温暖化対策に資するものである。

石狩市は、環境省の「風力発電等に係るゾーニング導入可能性検討モデル事業(平成28～30年度)」により、関係者間で協議しながら、環境保全、事業性及び社会的調整に係る情報を重ね合わせた上で総合的に評価した「風力発電ゾーニング計画書」(以下「ゾーニング計画」という。)を公表しており、この中でゾーニングエリアとして、「環境保全エリア(生活環境、自然環境の保全上重要な地域や、各種関係法令等による保護地区や規制区域などの「環境保全を優先すべきエリア」)」及び「調整エリア(A・B・C)(先行利用者との調整(合意形成)や十分な環境保全措置を講じる必要性が高いなど「調整が必要なエリア」)」並びに「導入可能エリア(他のエリアより調整を要する課題が比較的少ない「風力発電の導入が可能と考えるエリア」)」が示されている。

一方、本事業の事業実施想定区域(以下「想定区域」という。)の周辺には、複数の住居が存在している。

また、想定区域及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。)に基づく国内希少野生動植物種(以下「国内希少種」という。)に指定されているチュウヒ、クマタカ、オジロワシ及びオオワシの生息が確認されている。加えて、想定区域の周辺には、マガン、ヒシクイ等の渡り鳥の集団渡来地として国指定鳥獣保護区に指定されている国設宮島沼鳥獣保護区が存在しているほか、想定区域及びその周辺は、ノスリの渡り経路となっている可能性がある。

以上を踏まえ、本事業計画の更なる検討に当たっては、以下の措置を適切に講じられたい。また、それらの検討の経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載されたい。

## 1. 総論

### (1) 対象事業実施区域等の設定

ア 想定区域の大部分が、他の事業者が計画する風力発電事業の想定区域と重複していることから、当該事業者と速やかに事業計画に係る調整等を行い、方法書及びそれ以降の手續において適切な対象事業実施区域を設定した上で環境影響評価を実施すること。

イ 対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討に当たっては、現地調査を含む必要な情報の収集・把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

ウ 想定区域は、石狩市のゾーニング計画における「環境保全エリア」及び「調

整エリアA（先行利用者との調整（合意形成）や適切な環境保全措置を講じる必要性が非常に高い「調整が必要なエリア」）」に指定されている。このため、石狩市のゾーニングエリアの選定根拠を確認し、その趣旨をよく理解した上で、石狩市等と調整等を行い、その結果を踏まえた上で対象事業実施区域等を適切に設定し、本事業の実施による重大な影響を回避又は極力低減すること。

#### （２）累積的な影響

想定区域の周辺においては、他の事業者による複数の風力発電所が稼働中又は環境影響評価手続中であることから、本事業とこれらの風力発電所による累積的な影響が懸念される。このため、環境影響評価図書等の公開情報の収集や他の事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。

#### （３）事業計画の見直し

上記のほか、２．により、本事業の実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減等を含む事業計画の見直しを行うこと。

#### （４）環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

### ２．各論

#### （１）騒音に係る影響

想定区域の周辺には、複数の住居が存在しており、稼働時における騒音による生活環境への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成29年5月環境省）その他最新の知見等に基づき、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から離隔すること等により、騒音等による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

#### （２）風車の影に係る影響

想定区域の周辺には、複数の住居が存在しており、稼働時における風車の影による生活環境への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

#### （３）土地の改変に伴う自然環境に対する影響

想定区域及びその周辺には、森林法（昭和26年法律第249号）に基づき指定された土砂流出防備保安林等が存在することから、土地の改変に慎重を要する地域で

ある。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえること。また、土砂及び濁水の流出等による動植物の生息・生育環境や河川・沢筋等の自然環境への影響に関する調査、予測及び評価を行い、これらの結果を踏まえ、土砂の崩落及び流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、土地の改変量を可能な限り抑制すること等により、自然環境への影響を回避又は極力低減すること。

#### (4) 鳥類に対する影響

想定区域及びその周辺では、種の保存法に基づく国内希少種に指定されているチュウヒ、クマタカ、オジロワシ及びオオワシの生息が確認されている。また、想定区域の周辺には、マガン、ヒシクイ等の渡り鳥の集団渡来地として国指定鳥獣保護区に指定されている国設宮島沼鳥獣保護区が存在しているほか、想定区域及びその周辺は、ノスリの渡り経路となっている可能性があることから、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故、移動の阻害等による鳥類への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に対する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

#### (5) 植物及び生態系に対する影響

想定区域及びその周辺には、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に基づく自然環境保全基礎調査の第6回・第7回調査（植生調査）において植生自然度が高いとされたエゾイタヤ - ミズナラ群落、森林法に基づき指定された保安林等が存在することから、本事業の実施により、植物及び生態系への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により自然度の高い植生等が存在する区域を明らかにした上で、植物及び生態系への影響について予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、既存道路、無立木地等を活用すること等により、自然度の高い植生等の改変を回避又は極力低減すること。